

地価公示と都道府県地価調査

	令和3地価公示	令和2年度地価調査
根拠法令	地価公示法（昭和44年法律第49号）	国土利用計画法施行令 （昭和49年政令第387号）
実施主体	国土交通省土地鑑定委員会	宮城県
価格の名称	公示価格	標準価格
地点（画地）の名称	標準地	基準地
調査対象区域	公示区域 （都市計画区域を有する33市町村）	県内全域 （35市町村）
調査方法	国（土地鑑定委員会）が標準地を選定し、不動産鑑定士の鑑定評価を求め、その結果を審査し、必要な調整を行って当該標準地の単位面積当たりの公示価格を判定する。	県が基準地を選定し、不動産鑑定士の鑑定評価を求め、その結果を審査し、必要な調整を行って当該基準地の単位面積当たりの標準価格を判定する。
県内の調査地点数	宅地及び宅地見込地 575 地点	宅地及び宅地見込地 385 地点 林地 20 地点 計 405 地点
（全国の調査地点数）	26,000	21,519
価格の判定基準日	令和3年1月1日	令和2年7月1日
公表	令和3年3月	令和2年9月